

和泉小安心・安全マニュアル

災害や非常事態はいつ起こるか分かりません。万が一のことが起きた場合、児童の安全確保の仕方や保護者の皆様への連絡方法が重要課題です。不測の事態にも対応できるよう、連絡方法等の課題を見直し検討して「和泉小安心・安全マニュアル」を作成しました。

「児童の安心・安全」のために、本マニュアルが有効活用できるよう、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。また本マニュアルには、子供の安全を確保するために、SNSやいじめについての項目も記載しています。

和泉小安心・安全マニュアル ～目次～

	ページ
1 はじめに	1
2 基本的な防災活動	1
3 災害時の学校側の対応	2
(1) 台風接近時及び風水害時の対応	2
(2) 地震時の対応	3
(3) 近隣での事件・不審者等の対応	3
4 引き渡しについて	4～5
5 メール配信、連絡網について	6～7
6 災害用伝言ダイヤル171	8
7 不審電話の対応について	9
8 SNS和泉小ルール	10～13
9 和泉小いじめ防止基本方針	14～19

令和5年度4月 作成

狛江市立和泉小学校

1 はじめに

本マニュアルは、本校で行ってきた緊急時の対応を一部見直し、まとめたものです。手の取りやすい場所に置いて頂き、お子様と一緒に『緊急時にはどういった対応をとるのか』ご確認ください。また、場合によっては、学校の対応がマニュアル通りに行かない場合も想定されます。本マニュアルは、原則的な対応であることをご理解いただき、保護者の皆様の普段からの緊急時の備え、自主的な判断に活用してください。

なお本マニュアルは、卒業時まで各ご家庭で保管していただき、ご活用ください。大幅な変更等があった場合には、再度配布いたします。また学校HPにも掲載いたします。

2 基本的な防災活動

災害はいつどこで起こるか分かりません。また学年により下校時刻が異なります。そのため登下校中は児童の判断で避難することになります。東京都から配布されている「東京防災」または学校で配布している児童用の「防災ノート」（東京都教育委員会安全教育・防災教育のHPに掲載）を活用し、各ご家庭において緊急時の行動を確認してください。

東京防災



1～3年生用



4～6年生用



《登下校中》

- ・建物、電柱、塀などから速やかに離れて、落下物や倒壊物がない所へ避難する。
（防災ノート1～3年生用 P10 及び4～6年生用 P6参照）

《家の中にいる場合》

- ・家具等が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」所へ避難する。
（防災ノート1～3年生用 P12 及び4～6年生用 P6参照）

他にも家庭内でできる防災活動はいろいろあります。

- ・避難所について。
- ・非常時の持ち物の整理、場所の確認。
- ・大雨、台風などの風水害が起きた時について。
- ・地域での危険な場所の確認。
- ・地域の防災訓練への参加。など

3 災害時の学校側の対応

(1) から (3) に学校の対応については、プリントもしくはメール配信でお知らせいたします。なお、災害時における電話回線の混雑時には、災害用伝言ダイヤルを使用します。(P8参照)

また学校の対応に関わらず、保護者が直接お子さんの引取りを希望される場合は、学校にお越しく下さい。

(1) 台風接近時及び風雪水害時の対応

児童が在宅時

台風の雨や風、大雪に関する警報等の情報から、午前6時30分の段階で「特別警報(大雨、暴風、大雪のいずれか)あるいは警報(大雨、洪水、暴風、雪のいずれか)が狛江市に発令されている場合には自宅待機とします。

警報が解除された場合には、順次登校としますが、その後の対応等について、**メール配信**で連絡いたします。

特別警報や警報が発令されていなかったり、連絡がなかったりする場合でも、雨・風・雪がひどい時には、ご家庭の判断で適宜様子を見て登校させてください。「遅刻」扱いにはいたしません。その際は学校へご連絡ください。

学校の電話番号 3480-3881

3480-3882

児童が在校時

原則として、平常通り授業を行います。

ただし

- (1) 台風が通過する前に、普段より早く色別下校をすることがあります。
- (2) 台風の経過を待って、普段より遅く色別下校をすることがあります。

- ・集団下校をする際は、メール配信で連絡します。
- ・学童へ行く児童は、まとまって教員が連れて行きます。
- ・集団下校となった場合、K○K○Aは休みとなります。
- ・お迎えにお越しいただける場合は、児童と行き違いにならないように、通学路を通ってきてください。
- ・台風の通過が予想されるとき、家庭不在になる場合は、児童に鍵を持たせてください。

(2) 地震時の対応

地震の程度	児童が在宅時	児童が在校時
<ul style="list-style-type: none"> 震度4以下の地震が発生 	<p>登校前…通常登校</p> <p>下校後…ご家庭の判断で、最善の行動を取ってください。</p>	<p>通常下校</p> <p>ただし被害の状況に応じて、色別集団下校をする場合や保護者に協力を呼びかける場合もあります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上の地震が発生。 	<p>自宅待機。</p> <p>学校や公的機関の情報を基に保護者の判断で、最善の行動をとってください。</p>	<p>児童を学校に留め置き、</p> <p>保護者の引き取りによる下校を行います。</p>

(3) 近隣での事件・不審者等の対応

	緊急時の場面	児童在校時の学校の対応
対応1	<ul style="list-style-type: none"> 他地区での不審者、何らかの事件など、特別な問題関係はないが、指導・通知することにより被害を未然に防ぐことが可能と考えられる場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童への口頭での安全指導。
対応2	<ul style="list-style-type: none"> 本校以外の市内小中学校への不審者情報等により、児童が少人数での下校に不安のある場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 色別下校、または教員による地域巡視。
対応3	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の小中学校での不審者情報、もしくは近隣の地域の施設等で事件が発生し、児童のみでの下校が危険であることが予想される場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 教員の引率による色別下校。
対応4	<ul style="list-style-type: none"> 本校への不審電話、学区内での不審者情報等で児童の危険が予想され、教員のみでの引率では児童の安全が確保されないと予想される場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への協力をメール配信で呼びかけ、色別下校。
対応5	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害等により、児童への危険が十分に予想される場合、保護者へ直接引き渡す必要がある場合。(警察の判断) 	<ul style="list-style-type: none"> 児童を学校に留め置き、保護者の引き取りによる下校。

※児童が在宅の場合は、保護者の判断で児童の安全確保を行ってください。

4 引き渡しについて

引き渡しは、原則として『児童理解資料』に記入していただいている方のみに児童を引き渡します。緊急時、保護者の方が引き取りに来られないことが予想されますので、近隣の親しい方や親戚の方と防災対策について話し合い、お互いの了承を得たうえでご記入ください。年度初めに「児童理解資料」を配布いたします。1年生・3年生・5年生で新しいものを作成します。2年生・4年生・6年生では、継続して使用します。

(1) 引き渡しの判断

- ・警戒宣言が発令された場合。
- ・大雨警報、暴風警報、特別警報が発令され、下校時の安全が確保できない場合。
- ・震度5弱以上の地震あるいは災害により被災した場合。
- ・犯罪被害等により児童への危険が十分に予想される場合や保護者へ直接引き渡す必要がある場合。(警察の判断)

(2) 校外で引き渡す場合の流れ

- ①二次災害の危険性の有無を考慮しながら、引き渡しが可能かどうかを判断します。
- ②日帰りか宿泊かによって対応が異なります。
特に宿泊行事の場合の対応は、滞在先の状況や帰校までの交通状況によって大幅に左右されるため、学校待機者や市教委と連絡を取りながら判断します。
- ③「学校に戻って引き渡す場合」と「現地で引き渡す場合」の両方を想定し、どちらが安全かを判断します。
- ④現地で引き渡す場合は、学校残留職員と連携し、交通手段の確保や現地への予想到着時刻を確認した上で、保護者に引き取りに来ていただきます。

5 メール配信について

(1) メール配信について

和泉小では、学校やPTAからの連絡手段として、メールによる情報配信を行っています。不審者情報や集団下校、災害時などの緊急連絡など、様々な場面で活用しています。スケジュールは以下の通りになりますので、手続きをお願いします。

<スケジュール予定>

4月 初旬 登録スタート

4月 中旬 第一回テストメール配信 ※すべて配信メールに返信はできません。

4月 中旬 第二回テストメール配信

※卒業生の登録されたアドレスに関しては、4月にデータを一括削除いたします。

*原則、一斉メール配信サービスに登録をしてください。(できるだけ複数の方の登録が望ましいです。)

※家庭ごとで最大4件までアドレス登録ができます。

*もし登録されない場合は、担任にお知らせください。

※登録されない場合は、すべて学校から直接電話対応となります。

*受信拒否やドメイン指定をしている方は、設定を変更してください。

送信元はキッズセキュリティミマモルメ mimamorume@hanshin-anshin.jp です。

配信を受けるための登録方法

STEP1 申込み

• WEB サイトから申込みます。『ミマモルメ』を検索してください。

<https://hanshin-anshin.jp/entry/>

STEP2 アプリの登録・メールアドレスの追加

①申込んだメールアドレスにマイページへのログインに必要なID・パスワードが順次配信されます。

※申込時に入力したメールアドレスが自動的に通知先に設定されます。

アプリやメールアドレスの追加が不要な場合は追加登録は不要です。

②ID・パスワードを使用して通知を受け取るアプリやメールアドレスを追加できます。

詳しくは、インターネットに掲載されていますのでそちらをご確認ください。

6 災害用伝言ダイヤル171

災害用伝言ダイヤル171（災害ダイヤル171）

災害時、停電などによるメール配信不能や、電話回線不通などの状況になった場合、安否確認などには、NTTの災害用伝言ダイヤル（災害ダイヤル171）を活用しま

① 「171」をダイヤルします。

〔ガイダンス〕

「こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。

録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。」

② 再生「2」を選択する。

〔ガイダンス〕

「被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。被災地以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。」

③ 和泉小学校の電話番号「03-3480-3881」をダイヤルする。

※ 伝言ダイヤルセンターに接続されます。

〔ガイダンス〕

「電話番号『03-3480-3881』の伝言をお伝えします。

プッシュ式の電話機をご利用の方は、数字の「1」のあと「#（シャープ）」を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。

なお、電話番号が誤りの場合、もう一度お掛け直しください。」

④ プッシュ式の電話の場合：「1」「#（シャープ）」を押す。

ダイヤル式の電話の場合：そのまま待つ。

〔プッシュ式電話のガイダンス〕

「新しい伝言からお伝えします。

伝言を繰り返す時は、数字の「8」のあと「#（シャープ）」を、

次の伝言に移る時は、数字の「9」のあと「#（シャープ）」を押してください。」

〔ダイヤル式電話のガイダンス〕

「新しい伝言からお伝えします。」

⑤ 伝言が再生されます。（30秒以内ですので、要点のみお伝えします。）

【伝言の例】 「和泉小学校です。現在児童は校庭に避難しており、全員無事です。

児童の引き渡しを行いますので、引き取りをお願いします。」

7 不審電話の対応について

ここ数年、子供の住所や電話番号を聞き出すために宅配業者や電話業者、保護者などを装い、巧妙な手口で問い合わせる事例が多発しています。学校や行政機関、PTA関係者等がご家庭から個人情報を聞き出すことは一切ありません。

不審電話の対応として、学校では次のような指導を行っています。

- ★知らない人に、友達の電話番号や住所を教えるてはいけません。
- ★知らない人からの電話は、保護者に代わってもらいます。
- ★子供だけで留守番をする時は留守番電話に設定し、声を聞いてから電話に出るようにします。
- ★もし保護者がその場にはいないときには、電話を切ります。(以下の例のように対応します。)
- ★保護者の方が帰宅した時に、不審電話がかかってきたことを報告します。

☆不審電話への受け答え方（例）

【子供が電話に出た場合】

「お父さん（お母さん）に代わります。」

「分かりません。友達の電話番号や住所などは教えるてはいけないと言われていま
す。学校に電話してください。」

【大人が電話に出た場合】

「それはできません。こちらから電話しますので、お宅の電話番号を教えるてくだ
さい。」

「学校に聞いてください。(和泉小学校 03-3480-3881)」

※緊急の場合は、110番もしくは警察署生活安全課へ。

(調布警察署 042-488-0110)

☆ご協力いただきたいこと

- 知らない人に、友達の電話番号や住所などを教えるてはいけないことを再度ご指
導ください。
- 不審電話と思われる場合は、学校に問い合わせるよう伝え、電話を切ることを
ご指導ください。
- 留守番電話に設定し、応答音声の後の声を確認してから出るようにする、2回
鳴らして切ってからもう一度かけるなど、ご家庭でルールを決めてください。
- 不審電話がありましたら、学校にご連絡ください。

8 SNS和泉小ルール

SNS和泉小ルール

SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用にあたって、あらかじめその特性をよく理解しておく必要があります。

このルールをよく読み、おうちの人と話し合っ SNS を有効に使いましょう。

SNSとは・・・。

インターネット上でのコミュニケーションツールです。多くは、友人を通じて新しい友人とコミュニケーションをすることを目的としたサービスです。文字だけではなく、動画や音声なども利用できます。最近では、スマートフォンの普及により、いつでも手軽に情報を発信・受信できるツールとして、利用者が増えています。代表的なSNSとして、Facebook や Twitter、LINE、mixi GREE、プロフなどがあります。

SNS東京ルール

- ①一日の利用時間と終了時間を決めて使おう。
- ②自宅でスマホを使わない日をつくろう。
- ③必ずフィルタリングをつけて利用しよう。
- ④自分や他者の個人情報を書けないようにしよう。
- ⑤送信前には相手の気持ちを考えて読み返そう。

《みんなの安全はみんなで守ろう！和泉小学校ソーシャルメディアガイドライン》

- ①インターネットは世界中の人が使う公共メディアです。ソーシャルメディアを使うなら、発信者としての自覚と責任をもち、法令・規範を守りましょう。
- ②現実社会でも同様、公共の場におけるデジタル機器の利用ルールやマナーを守りましょう。
(マナーモード指示を守る、「歩きスマホ」や「音楽を聴きながらの自転車走行」をしない) など。)
- ③自分だけでなく、友人・知人の個人情報に関する書き込みも行わないように気を付けましょう。
- ④自分以外の人々の写った写真や情報を発信する際は、あらかじめその人に許可を得ましょう。
(許可を得る前に、インターネットに公開してもいい内容かどうか、判断する必要があります。)
- ⑤トラブルに巻き込まれた、またはその可能性がある時は、先生や保護者に相談しましょう。
- ⑥他人になりすまして情報を発信してはいけません。人を陥れるような言動は慎みましょう。
- ⑦ソーシャルメディア提供側が示す利用規約を必ず読み、正しく理解した上で利用しましょう。
- ⑧次のような情報（文字情報だけでなく写真や動画も含む）を発信してはいけません。
 - ・他者を中傷する、または侮辱するような情報。
 - ・人種、思想、信条等を差別、あるいは差別を助長させる情報。
 - ・違法、もしくは不当な情報、またはそれらの行為をあおる情報。
(未成年者による、ネット選挙活動も違法行為に当たるため、注意が必要です。)
 - ・公共ルールやマナーに反する行為をアピールするような情報。

※ご家庭でSNSの使用について話し合い、口にチェック（✓）をして確認してください。

□学校がある日のスマートフォン（または携帯電話）の利用時間は、_____：_____まで、休みの日は、_____：_____までが基本です。それ以降にどうしても使う必要があるときは、かくれて使ったりせずに相談しましょう。

□インターネットは常に世界中の人が使っています。ソーシャルメディアを利用する際は、情報発信者としての自覚と責任をもち、法令・規範などをしっかり守りましょう。

□ソーシャルメディア提供側が示す利用規約はきちんと読み、必ず守りましょう。理解するのが難しいようなら、お家の人と一緒に確認しましょう。

□公共の場でスマートフォン等のデジタル機器を利用するときは、ルールやマナーを守りましょう。（マナーモード指示を守る・「歩きスマホ」や「音楽を聴きながらの自転車走行」はしないなど。）

□自分だけでなく、友人・知人の個人情報に関する書き込みは行ってはいけません。

□自分以外の人が写った写真や情報を発信する際は、あらかじめその人に許可を得ましょう。（許可を得る前に、インターネットに公開してもいい内容かどうかを判断する必要があります。）

□トラブルに巻き込まれたとき、もしくはその可能性があるときは、必ず相談しましょう。

□他人になりすまして情報を発信してはいけません。人をおとしめるような言動は絶対にしてはいけません。

□「友だち」の登録は、信頼できて知っている人だけにしましょう。また知っている人から「友だち申請」が届いたとしても、本当に本人かどうかをしっかりと確認しましょう。

□他人を中傷したり、侮辱したりするような投稿をしてはいけません。

□違法、もしくは不当な情報、またはそれらの行為をあおる情報を投稿してはいけません。（未成年者によるネット選挙活動も違法行為に当たるため、注意が必要です。）

□公共ルールやマナーに反するような行為をすることも、それをアピールするような情報（写真も含む）を投稿することはできません。

他にも約束があったら、記入してください。

もし、トラブルに巻き込まれてしまった場合

ネット上でトラブルに巻き込まれてしまい、自分では解決できないなと思うことがあるかもしれません。

そんな時はすぐにお家の人か、担任の先生に相談しましょう。最初の対応を間違えてしまうと、被害を大きくしてしまうこともあるかもしれません。闇雲に対応してしまう前に、是非相談してください。

どうしても家族や先生に話せないという人は、以下に連絡しましょう。必ず助けてくれます。

こたエール

0570-783-184

東京都消費生活総合センター

03-3235-1155

9 和泉小いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは？（「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から）

当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、心身の精神的な苦痛を感じているもの。（インターネットを通じて行われるものも含む）
なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行う。

2 本校におけるいじめ防止に関する基本認識

いじめは、かけがえのない児童の生命を奪う可能性があるだけでなく、いじめに関わった全ての児童の人間形成に多大な影響を与え、人と人との関係を破壊することにもつながる深刻な問題となる。

本校においては、「1 いじめの定義」に基づき、全ての教職員が、「いじめは、どの学校でも・どの学級でも起こり得るものである。」「いじめ問題に関わらない者はいない。」との基本認識に立つ。そして、全校児童が、いじめのない楽しい学校生活を共に送ることができるよう、いじめを防止するための基本方針を決定する。このことは、本校において編成する教育課程にも位置付け、意図的計画的な取組に結び付ける。

いじめを防止するための基本姿勢としては、次の5点を掲げ、具体的な取組を進める。

- (1) いじめを生じさせない学校づくりに努める。（いじめの未然防止）
- (2) いじめの芽をできる限り早く見付けるとともに、当該児童の安全を確保しながら様々な手段を講じて、解決に当たる。（いじめの早期発見・早期対応）
- (3) いじめ問題に全校教職員で取り組むための組織をつくる。
（学校いじめ対策委員会の設置）
- (4) いじめ問題について保護者や地域等との理解と協力を得られるように努める。
（家庭や地域、関係機関との連携）
- (5) いじめの深刻化等重大事態への対処が可能となるよう、所管教育委員会とも連携しながら、組織の整備を行う。（重大事態への対処）

3 いじめの未然防止のための取組

いじめに対しては、「するを許さず」「されるを責めず」「いじめに第三者なし」を基本に据え、次のような基本的視点に基づいた取組を行うことで、未然防止を図る。

- ・いじめを単なるけんかやトラブルとしてではなく、人権侵害、差別の問題として受け止める。いじめには、加害者、被害者の関係だけでなく、観衆や傍観者の存在も視野に入れる。
- ・「いじめられる側に問題がある」という見方をしない。
- ・いじめであるか否かは、被害を受けている者の受け止め方で判断する。
- ・いじめの未然防止や早期発見・早期対応は、児童の成長・発達にとって極めて重要な問題であると受け止める。

具体的な取組として、本校では次のような実践を行う。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ① いじめをなくすことを目指した児童会活動を推進する。
- ② 都「ふれあい月間」とも連動させ、「命の大切さ」や「いじめの未然防止」をテーマとした授業を行う。
- ③ 道徳授業地区公開講座や人権教育などを通して、人権感覚を高めていく。

(2) 児童一人一人の自尊感情の高揚

- ① 市独自で行っている WEBQU アンケート調査に基づき、児童一人一人の心の有り様を把握した上で、個と集団とのかかわりをより円滑にするための様々な活動を意図的に取り入れる。
特に、複数回実施する調査の中で、変動の激しい児童への対応を心がける。
- ② 一人一人が学校の中で活躍できる場をつくり、学校が一人一人にとって心地よい居場所となるようにする。
- ③ 人との円滑なかかわりが実際にできるようにするため、学年・学級の実態に応じて必要とされるスキルを向上させるための取り組みを行う。

(3) 人との温かなかかわりのよさを味わう体験活動

- ① 互いの考えや意見を交流する場面に授業に積極的に取り入れるとともに、それらを「認め合い」「支え合い」「高め合う」ための具体的な言動の仕方について指導する。
- ② 異学年で関わり合う活動や学習の場面、例えば、たてわり班活動や読み聞かせなどを通して、上級生としてのリーダー性をはぐくむことで自己有用感を高めるとともに、下級生のフォロワーシップや上級生のよさを自らに内在化することにより、人と人との円滑に関わり合う力を高める。

4 いじめの早期発見・早期対応への取組

(1) いじめの早期発見のために行うこと

- ① 日頃から、児童とのコミュニケーションをとり、何でも話し、相談できる信頼関係を構築しておく。
- ② いじめは発見しにくいもの、発見されにくいものであることを認識したうえで、行動や生活の様子からちょっとした変化に気付く感性を磨き、特にいじめられる側の出すサインを見落とさない。
- ③ 日頃の観察とともに、年間に複数行われる WEBQU アンケートやふれあい月間と連動したアンケート調査等から、児童の悩みや意識の変化を把握する。

(2) 「いじめかな？」と感じたときに行うこと

- ① 速やかに学年団等、他の教員に相談し、一人で抱え込まずに複数の目で判断を行う。
- ② いつもとは違う状態や行動についての背景や児童間の関係など、全体像を正しく把握する。
- ③ 指導を開始する時期を逸することなく、関係者からの聞き取りを行う。事実関係について、詳細な情報を得る際には、児童が話しやすい環境設定を慎重に行う。
- ④ いじめに関する情報の発信者が被害にあわないように配慮するとともに、傍観者へのはたらきかけを並行して行う。また、いじめている児童やその周囲にいる児童の心理を把握し、いじめの構造に応じて慎重な対応及び指導を行う。

(3) いじめ問題への対応を行う際の対象について

- ① いじめられている児童への指導・援助
- ② いじめている児童への指導
- ③ いじめの周囲にいる児童への指導

5 学校いじめ対策委員会への設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、本校に「学校いじめ防止対策委員会」を置く。

本委員会は、管理職・教務主幹・生活指導主任・養護教諭・教育相談コーディネーター・特別支援コーディネーター・学年主任・当該学級担任・スクールカウンセラー等を加えて構成し、運営する。

(1) 既存する生活指導部の役割

生活指導夕会において、問題傾向のある児童についての情報共有を行い、現状や指導の具体について協議し、全校での組織的対応につなげる。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

いじめ防止に関する実効的な措置を行うことができるよう、次の4点について取り組むとともに、取組に関する評価に基づき、改善を図れるようにする。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ② 教職員の共通理解と意識啓発
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ④ いじめ事案への対応

6 いじめ問題に関わる重大事態への対応

緊急かつ重大ないじめ事案等生活指導上の問題が明らかになった場合には、次の6点について対応及び実施に向けた検討を行う。

- ① 市教育委員会指導室への報告及びサポート会議の設置
- ② 被害児童に対する複数の教員による保護と対応に関する情報共有
- ③ 被害児童に対する緊急避難措置
- ④ 加害児童に対する懲戒や出席停止等の措置
- ⑤ 警察への相談・通報や児童相談所との連携
- ⑥ 本件に関わる保護者会の開催

7 いじめ問題に関わる家庭や地域、関係機関との連携

いじめが確認された場合には、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援を行うとともに、いじめを行った児童の保護者に対しても、今後の指導方針を伝えていく。なお事実確認により判明した、いじめに関する情報については、適切に提供をし、学校と家庭との連携が円滑になるよう配慮する。

児童に対する支援・援助が学校外の広範囲にわたる場合や専門的な支援・援助が必要となる場合には、地域だけでなく、市教育相談所や子育て支援課、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に図る。

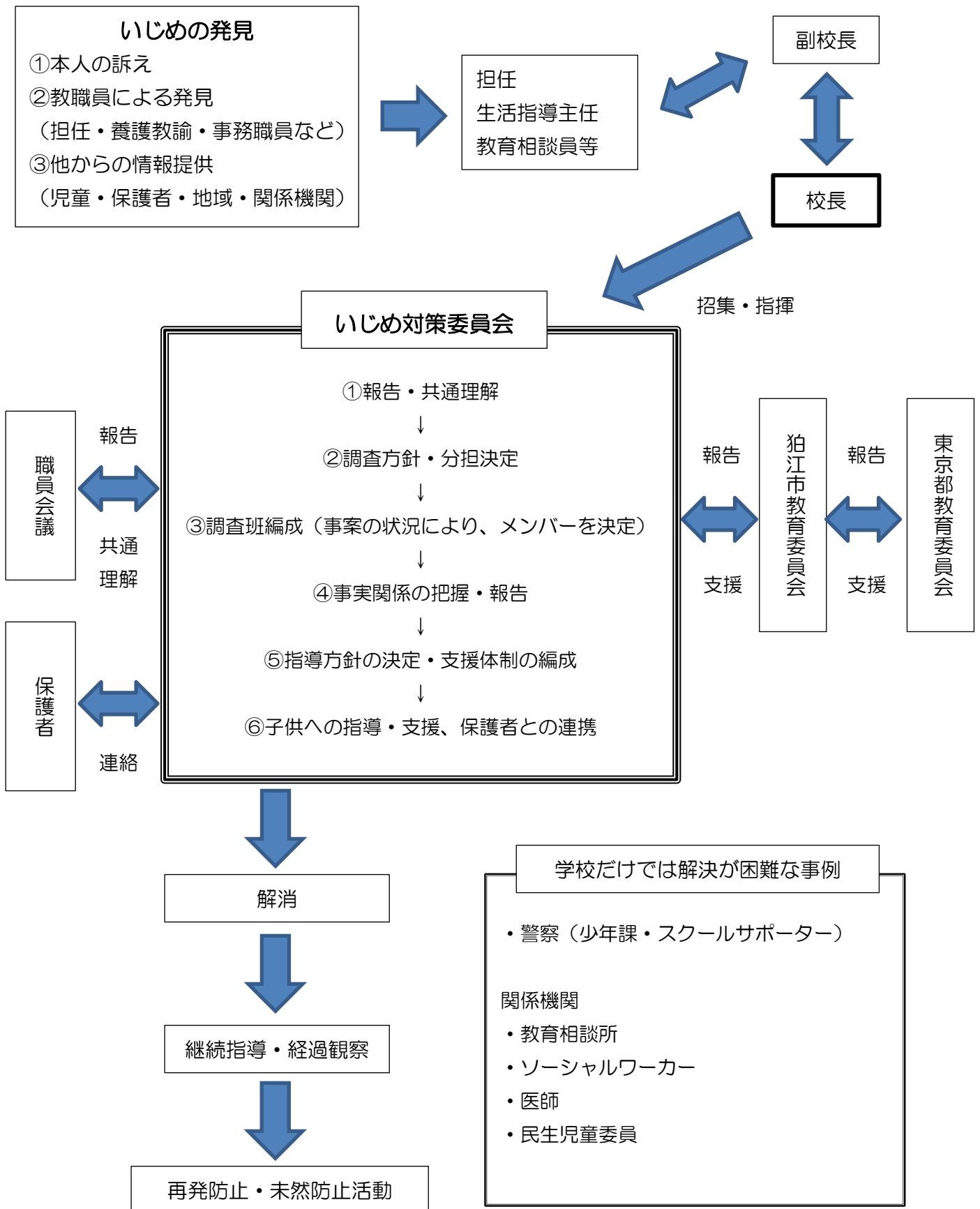
連携の体制を図るために、次の4点について、年度当初など適切な時期に周知しておく。

- ① いじめに関する訴えや情報に適切に対応するため、担任一人が抱え込むことなく、共通理解を図り、解決に当たっては、学校全体で取り組むこと。
- ② 日常から、児童や学校の取組に関わる情報を保護者等に提供し、信頼関係を築いていくとともに、保護者からの相談に対しては、誠意のある対応をすること。
- ③ 学校が指導したことについて、保護者の理解を得ながら必要に応じて教育相談所等の関係機関との連携を図ること。

8 その他

- (1) 本基本方針は、平成26年4月1日より、施行する。
- (2) 内容の改訂に当たっては、いじめ対策委員会における取組状況の評価に基づき実施する。

9 組織的ないじめ対応の流れ



10 いじめ未然防止のための年間指導計画

	主な取り組み	具体的な活動内容
4月	○児童観察・理解 ○生活指導協議会 ○学級づくり ○保護者会	<ul style="list-style-type: none"> ・前担任やスクールカウンセラーとの引き継ぎ事項の確認。 ・全教職員による児童の共通理解。 ・学年会における、学年経営・学級経営方針の決定。 ・学校・学年・学級の指導方針の説明。
5月	○	・児童の実態把握。
6月	○ふれあい月間 ○WEBQUアンケート ○個人面談 ○巡回相談	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に向けた指導方法の再確認。 ・いじめの有無の調査活動。 ・人権標語作成 ・友達関係や学校生活における意識調査。 ・友達関係や学校生活における意識調査。 ・保護者からの児童の実態把握・指導の共通理解。 ・専門家による児童の分析と指導方法の助言。
7月	○WEBQU アンケートの結果分析	<ul style="list-style-type: none"> ・担任、学年によるアンケート結果の分析・指導の見直し。 ・専門家によるアンケート結果の分析、指導。
8月	○研修会	・いじめ問題の理解と対策についての事例研修。
9月	○保護者会 ○巡回相談	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から、夏休みの児童の様子を把握。 ・専門家による児童の分析と指導方法の助言。
11月	○ふれあい月間 ○WEBQUアンケート ○個人面談	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの有無の調査。 ・道徳を中心としたいじめ防止に関する授業を実施。 ・人権教育に関する授業の実施 ・友達関係や学校生活における意識調査。 ・保護者からの児童の実態把握・指導の共通理解。
12月	○保護者会	・保護者からの児童の様子を把握、現状報告
1月	○巡回相談	・専門家による児童の分析と指導方法の助言。
2月	○道徳授業地区 公開講座	・「生命尊重」などの項目を通して、人権感覚を高めていく。
3月	○保護者会	・保護者から児童の実態を把握。

※毎週月曜日に生活指導夕会を行い、児童についての実態把握と共通理解を行います。

※学校行事により、主な取り組みが前後することもあります。

※新型コロナウイルス感染症対策として変更することあり。